

警察用船舶管理規程

昭和48年3月20日
本部訓令第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察に所属する警察用船舶（以下「船舶」という。）の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(装備課長の責務)

第2条 総務部装備課長（以下「装備課長」という。）は、総務部長の指揮を受けて船舶の配置、整備、保全及び使用規制の総括管理を行い、その責任を負うものとする。

(船舶の配置)

第3条 装備課長は、その必要度に応じて船舶を配置し、又は配置換えを行うものとする。

2 装備課長は、必要がある場合は、船舶の全部又は一部を直接統轄することができる。

(配置署長の責務)

第4条 船舶の配置を受けた警察署長（以下「配置署長」という。）は、船舶の運用及び管理について、責任を負うものとする。

(管理担当者及び整備担当者)

第5条 船舶の配置を受けた警察署に、船舶管理担当者（以下「管理担当者」という。）及び船舶整備担当者（以下「整備担当者」という。）を置く。

2 管理担当者には副署長又は次長を、整備担当者には船長及び機関長をもって充てる。

(管理担当者及び整備担当者の責務)

第6条 管理担当者は、配置署長を補佐し、安全航行に必要な運行管理、船舶に勤務する外勤警察官及び警察職員（以下、「船舶勤務員」という。）の指導監督、船舶の管理等の職務を行うものとする。

2 整備担当者は、管理担当者を補佐し、安全航行に必要な船舶の点検、整備等の職務を行うものとする。

(管理状況の記録)

第7条 配置署長は、当該警察署の船舶の履歴、備品、年間運用状況等を船舶履歴カード（様式第1号）に記録しておくものとする。

第2章 点検及び整備

(点検の種別及び点検実施基準)

第8条 船舶の点検種別は、日常点検、定期点検及び特別点検とする。

- 2 日常点検は、船長及び機関長が責任者となって毎就航前に行うものとする。
- 3 定期点検は、配置署長が毎月1回以上日時を定めて行うものとする。
- 4 特別点検は、装備課長が必要により行うものとする。
- 5 点検の内容は、船舶の点検実施基準（別表第1）に定めるところによる。

（点検実施結果の記録）

第9条 配置署長は、船舶の点検実施結果を活動記録（警察用船舶用）（地域関係備付け文書の指定及び取扱要領について（平成元年兵警ら例規第28号）様式第23号）に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

（整備種別及び整備実施基準）

第10条 船舶の整備は、普通整備、定期整備、検査受整備及び臨時整備とする。

- 2 普通整備は、日常点検等点検の結果、必要により船舶勤務員が行うものとする。
- 3 定期整備は、おおむね4箇月ごとに装備課長が行うものとする。
- 4 検査受整備は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく検査を受けるときに、装備課長が行うものとする。
- 5 臨時整備は、定期整備及び検査受整備以外の場合で、臨時に整備を必要とするときに、装備課長が行うものとする。
- 6 船舶の整備内容は、船舶の整備実施基準（別表第2）に定めるところによる。

（特別整備の申請及び事故報告）

第11条 配置署長は、船舶の定期整備、検査受整備及び臨時整備（以下「特別整備」という。）を必要とするときは、船舶整備申請書（様式第2号）により、装備課長に申請するものとする。

- 2 配置署長は、海難事故、天災事故その他の理由により船舶を損傷したときは、速やかに船舶事故報告書（様式第3号）により、装備課長に報告しなければならない。この場合において、配置署長は、早急に当該船舶の整備を必要とするときは、事故報告に併せて前項の申請を行うものとする。

（特別整備結果の通報）

第12条 装備課長は、前条の規程による申請及び事故報告に係る整備を行ったときは、その結果をその都度修繕仕様書等により、当該配置署長に通報するものとする。

（整備実施結果の記録）

第13条 配置署長は、船舶の整備実施結果を活動記録（警察用船舶用）に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

（船舶等の整理整頓）

第14条 整備担当者、船舶勤務員は、船舶、棧橋及び船舶付属用具の災害予防並びに盗難

防止に留意するとともに、常に所定位置に船舶を係留し、船舶等の整理整頓に努めなければならない。

第3章 燃料及び消耗品

(燃料等の請求)

第15条 配置署長は、船舶の燃料及び潤滑油について、前月分の消費状況及び当月分の船舶運用計画により必要量を算定し、毎月5日までに物品管理換 ^{要求}_{受領}書(兵庫県警察運転及び車両管理規程(昭和41年兵庫県警察本部訓令第31号)様式第11号)により行うものとする。

(備品及び消耗品の請求)

第16条 配置署長は、船舶用の備品等の損耗若しくは老朽により、当該物品の交付を受けようとする場合又は船舶の手入れ用消耗品の交付を受けようとする場合は、物品管理換 ^{要求}_{受領}書により行うものとする。

2 装備課長は、前項の規定による請求があった物品について交付の必要を認めた場合は、当該物品を交付するものとする。

第4章 報告及び監査

(運用状況の報告)

第17条 配置署長は、月間における船舶の使用実績を翌月5日までに、船舶使用実績及び燃料等消費状況報告(様式第4号)により、装備課長に報告するものとする。

(監査)

第18条 装備課長は、毎年1回以上、次に掲げる事項について監査を行うものとする。

- (1) 船舶、付属用具の保管及び整備の適否
- (2) 船舶の使用及び燃料消費の適否
- (3) その他必要と認める事項